

ふじみ野市指定地域密着型サービス事業所等の指定及び指定に係る同意等
に関する要領

令和3年10月14日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号に規定する同意（以下「同意」という。）等について必要な事項を定め、指定地域密着型サービス等の適正な運営と利用を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、法において使用する用語の例によるものとする。

(市外の地域密着型サービス事業所等の指定要件)

第3条 市長は、当市の被保険者が市外の指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所」という。）の利用を希望するときは、市外指定地域密着型サービス等の利用に関する理由書（様式第1号）の提出を求め、次の各号のいずれにも該当する場合に、指定の手続きを行うものとする。

(1) 事業所の所在地の市町村長の同意があること。

(2) 利用を希望している者（以下「利用希望者」という。）が次のいずれかに該当すること。

ア 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項の規定により、法第42条の2第1項本文の市長による指定を受けたものとみなされている事業所（以下「みなし事業所」という。）において、現にサービスの提供を受けていること。

イ 市内に同種の事業所が存在しない、又は定員の空きがない等の理由によりサービスの提供を受けられないこと。

ウ 虐待からの避難。

エ その他、イ又はウと同程度の困難性が認められること。

(他市町村が市内の事業所を指定する場合の同意要件)

第4条 市長は、他市町村長から市内の事業所の指定の同意を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に、同意を行うものとする。

(1) 事業所が次のいずれの要件も満たしていること。

ア 事業所の開設から1年を経過していること。

イ 利用を希望している待機者のうち、当市の被保険者がいないこと。

ウ 利用者のうち、他市町村の被保険者（市内に住所を定めている他市町村

の住所地特例対象被保険者を除き、当該利用希望者を含む。)の割合が2割以下であること。

エ 受入れ後の定員の空き(サービスの提供が可能な人数)が1名以上あること。

(2) 利用希望者が次のいずれかに該当することにより住所地の事業所を利用することが不可能又は著しく困難であること。

ア 住所地に同種の事業所が存在しない、又は定員の空きがない等の理由によりサービスの提供を受けられないこと。

イ 虐待からの避難。

ウ その他、ア又はイと同程度の困難性が認められること。

(他市町村が市内の地域密着型通所介護事業所の指定を行う場合の同意要件)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、他市町村長から市内の地域密着型通所介護事業所の指定の同意を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合においても、同意を行うものとする。

(1) 事業所が次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 事業所が当該同意を求める自治体と近接する地域に所在し、かつ、市境からの直線距離が概ね1.5キロメートル以内であること。

イ 利用希望者が要介護の認定を受ける前に、第1号通所事業のサービスを提供していた事業所であること。

ウ 他市町村のみなし事業所であること。

(2) 利用希望者を担当する介護支援専門員が、利用希望者にとって当該事業所の長期的な利用が必要であると判断していること。

(他市町村から転入した者による市内の事業所の利用)

第6条 他市町村から転入した者(当市の被保険者として他市町村の住所地特例対象施設に入所又は入居していた者を除く。)のうち、住民基本台帳に記載され、市内に住所を定めた日から6か月(他市町村の被保険者として市内の住所地特例対象施設に入所又は入居していた期間を除く。)を経過していない者は、市内の認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所を利用することはできないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該サービスの利用が早急に必要であると認められる特別な事情がある場合は、個別に判断を行うこととする。

附 則

この要領は、令和3年10月14日から施行する。